

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一三―二（勤務条件に関する行政措置の要求）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一三―二―一

人事院規則一三―二（勤務条件に関する行政措置の要求）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一三―二（勤務条件に関する行政措置の要求）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(行政措置要求書)</p> <p>第三条 行政措置要求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>(行政措置要求書)</p> <p>第三条 行政措置要求書には、左に掲げる事項を記載し、申請者が押印しなければならない。</p>

一〇五 (略)

2 (略)

(苦情審査委員会の機能)

第十一条 苦情審査委員会は、その事案を審査し、その結果を意見^{を付して}人事院に提出しなければならぬ。

2 (略)

一〇五 (略)

2 (略)

(苦情審査委員会の機能)

第十一条 苦情審査委員会は、その事案を審査し、その結果を意見^{を付して}書面をもつて人事院に提出しなければならぬ。

2 (略)

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。